

令和 7 年度第 2 回茨城県環境審議会後の対応について

1、環境審議会での意見を踏まえた対応

令和 7 年 11 月 10 日（月）に開催された、茨城県環境審議会の意見及びその対応については以下のとおりです。

なお、当該修正につきましては、第 3 回小委員会の際に説明させていただいたとおり、委員長及び副委員長の了解を得て、既に計画素案に反映済みの修正内容となります。

委員	意見	県対応
田村 委員	茨城県の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量が、 <u>全国より多い理由を概要版にも記載した方がよいのではないか。</u>	以下のとおり、 <u>記載を追加いたしました。</u> 「※全国と比較して庭木等の排出比率が高いことやプラスチックごみの分別が進んでいないことが影響しているものと分析。」 【新旧対照表：P. 15】
青柳 委員	素案 P. 2 のカーボンニュートラルについて記載が曖昧である。 <u>カーボンニュートラルと廃棄物処理の関係をもう少しきちんと整理して書いた方がよいのではないか。</u> また、120 以上の国と地域が 2050 年カーボンニュートラルという目標を掲げていますとあるが、2060 年や 2070 年という国もあるので、 <u>事実関係を改めて確認いただきたい。</u>	素案 P. 2 の記載について、各種国資料等を改めて確認のうえ、 <u>カーボンニュートラルと廃棄物処理の関係を整理し、内容を修正いたしました。</u> 【新旧対照表：P. 1】

2、その他修正（令和 7 年度第 2 回環境審議会後）

関係課で計画の内容を再確認したところ、素案 P. 40 の記載について、以下のとおり修正したい旨の申出がありましたので、修正いたしました。

●規制や罰則の強化について国への働きかけ（P. 40、16 行目～）

修正前	修正後
不適正事案に対する規制や罰則の強化について、国へ法整備を働きかけるとともに、県残土条例については、盛土規制法の運用開始（令和 7（2025）年 4 月 1 日（水戸市除く））に合わせて、残土条例と盛土規制法の規制内容が一部重複する部分等を整理するとともに、不法・危険な盛土の発生を防止する新たな制度（登録ストックヤード制度）創設等を踏まえて改正した残土条例を施行します。	不適正事案に対する規制や罰則の強化について、国への要望として、災害防止を目的とする盛土規制法の制定にとどまらず、土砂等の性質など生活環境保全上の問題についての <u>法整備を要望してまいります。</u> 【新旧対照表：P. 9】

●修正理由

修正前は、条例の施行について記載していましたが、条例の施行は既に完了しており、条例施行後の対応について、第 6 次計画に記載した方がよいと判断したため。

3、第6次茨城県廃棄物処理計画（素案）に対する意見募集結果について

(1) 意見の募集期間

令和7年12月16日（火）～ 令和8年1月16日（金）

(2) 意見の要旨及び県の考え方

ア 目標や施策等に関する意見

意見番号	頁	該当箇所	意見の要旨	県の考え方
1	8 48	2(1)①ウ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 5重点項目1 プラスチックごみ対策	家庭のプラスチックごみを分別しても、 <u>海外へ輸出されれば、その場所で新たな公害の発生につながるため、追跡調査が望まれる。</u>	海外への輸出は、現在条約により厳しい制限があり、家庭から排出されるプラスチックごみについて、 <u>県内市町村では国内で適正に処理されております。</u> 容器包装リサイクル協会などを通じて、適正に再商品化されるよう、引き続き指導してまいります。
2	32	5方向性1 [項目1] エコ・ショップ制度	エコ・ショップ認定店の取組内容例に、 <u>電子化（電子レシートなど）</u> についての記載がないが、推進するべきではないか。	レシートの電子化につきましても、ごみ減量化に寄与する取組として推進していくべきものとなりますので、 <u>電子化を含めたその他の取組内容例について、記載を追加し、引き続き県民に分かりやすい形での情報発信に努めてまいります。</u> 【新旧対照表：P.6】
3	38	5方向性1 [項目3] リサイクル全般の促進	<u>大型家電については、なぜ処理する際に費用が発生するのか理解できない（メーカーは無責任ではないか）。</u> 行政は <u>メーカーに対して、積極的に指導</u> いただきたい。	家電4品目（エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機）は、家電リサイクル法において、 <u>製造業者が過去に製造した製品の引取義務が課されています。</u> 当該リサイクル法により、適正に処理されるよう周知に努めてまいります。
4	44	5方向性3 [項目1] 広域的なごみ処理の促進	広域化にあたっては、 <u>施設数を減らすことによるリスク</u> を考えるべきではないか。 広域化計画はよいが、対応体制をどう整えていくのか疑問。展開を見守りたい。 また、 <u>県はとりまとめだけでなく、他都道府県の動向を調査すべき。</u>	広域化については、当該市町村が協議会を設置し、検討することとなりますが、懸念されているリスクを踏まえた様々な点を議論の上、計画が進められるよう、 <u>県として技術的助言を行うなど、取り組んでまいります。</u> また、県内の広域化推進にあたっては、県においても <u>他都道府県の動向の把握などに努めてまいります。</u>
5	45	5方向性3 [項目2] 産業廃棄物最終処分場の整備	<u>新産業廃棄物最終処分場の整備</u> について、地元の負担が大きく、地下水汚染なども懸念されることなどから、 <u>反対である。</u>	新産業廃棄物最終処分場については整備の必要性があることから、 <u>環境面での配慮や地元理解に努めながら、施設整備に取り組んでまいります。</u>
6	57	6(1) 各主体の責務・役割 ⑥ 県	県は市町村任せになっていないのではないか。 県の取組内容について、 <u>具体的に例示願いたい。</u>	本計画において設定した目標の達成のため、 <u>P.30～P.51において、県の具体的な施策を記載</u> しております。 また、P.53～P.57においては、県民や事業者、行政等の各主体が連携・協働して取組を進めていくことが重要と考え、各主体の責務・役割を記載しております。

意見番号	頁	該当箇所	意見の要旨	県の考え方
7	9	食品ロス削減推進計画 3(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等	<u>給食センターや学童保育に、着目して</u> みてはどうか。	食品ロス削減にあたっては、児童・生徒の学校給食の食べ残し削減も有効であると考えております。県では食品ロス削減に関する小学生用啓発教材を作成し、その活用を呼びかけておりますが、引き続き <u>教育庁等と連携し、啓発教材の普及等</u> を図り、食品ロス削減を推進してまいります。

イ 文章表現や誤記等に関すること

意見番号	頁	該当箇所	意見の要旨	県の考え方
1	44	【コラム7】 広域化の状況	「 <u>(⑩は令和9(2027)年予定)</u> 」の記載の意味が分からない。	ご意見を踏まえ、記載を「 <u>(⑩の鉾田市全域及び大洗町については、令和9(2027)年に広域化予定)</u> 」に修正いたしました。 【新旧対照表：P.10】

ウ その他質問事項

意見番号	頁	該当箇所	意見の要旨	県の考え方
1	6	プラスチックごみ対策と食品ロス削減に向けて持続可能な開発目標(SDGs)の観点から求められる対応	第5次計画には記載のある、 <u>目標9「産業と技術革新の基盤をつくる</u> 」が削除されているが、なぜか。目標を達成したのか。	計画素案では、重点項目に関連する項目のみピックアップして掲載しておりましたが、 <u>第5次計画同様、計画全体と関連するSDGsの目標を掲載するよう修正</u> させていただきます。 【新旧対照表：P.2】
2	8	4 廃棄物の減量化等の目標 (2)ア	<u>排出量が減少</u> しているのはなぜか。	計画素案 P.8 にも記載させていただいておりますが、 <u>3R推進等による県民の削減努力等により減少傾向にあるもの</u> と考えております。
	27	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	本計画における排出量の数値や排出目標は、 <u>市町村のごみ処理計画における排出量の平均</u> か。	本計画の数値や目標は、 <u>各市町村計画の数値を平均化したものではなく、環境省が公表している「一般廃棄物処理事業実態調査」を基に算出・分析し、国目標等を参考に設定した</u> ものでございます。
3	44	5 <u>方向性3</u> 持続可能な廃棄物処理の推進	第5次計画の施策、 <u>方向性3「循環型社会形成に向けた基盤づくり」から変更した理由</u> は。	方向性3の内容は、廃棄物処理施設の整備や災害廃棄物処理に関する事項となっており、 <u>安定的な処理体制の確保等</u> が求められていることから、「 <u>持続可能な廃棄物処理の推進</u> 」といたしました。

本計画に対する御意見とは別に、いくつかの御意見をいただきましたので、これらの御意見に関しては、施策実施上の参考とさせていただきます。

4、第6次茨城県廃棄物処理計画（素案）に対する市町村への意見聴取結果について

(1) 意見聴取期間

令和7年12月16日（火）から令和8年1月16日（金）

(2) 意見の趣旨及び県としての考え方

意見番号	頁	該当箇所	意見の要旨	県の考え方
1	23 24	方向性3 ①一般廃棄物 処理施設の 整備支援	P.30・44では「一般廃棄物処理施設の整備支援」、P.23・24では「一般廃棄物処理施設の整備促進」との表記になっているが、 <u>統一しなくてよいか。</u>	「一般廃棄物処理施設の整備支援」の表記に統一させていただきます。 【新旧対照表：P.4、P.5】
2	37	【コラム4】 廃食油の 再資源化事例 (日立市)	県内の他の市町村でも同様の事業を実施しているため、 <u>県内で広がる取組として紹介してはいかがか。</u> また、素案ではペットボトルに入った油の写真を掲載しているが、回収用としてのペットボトルの使用はごみの発生につながる。 <u>リターナブルボトルの使用事例を紹介してはいかがか。</u>	日立市においては、平成21年から回収を開始しており、過去の経緯も含め、 <u>県内の1つの事例として紹介しているところ</u> です。 なお、ご意見にあった、リターナブルボトルについては、回収手法の一つとして、 <u>水戸市の事例を掲載</u> させていただきます。 【新旧対照表：P.7】
3	43	方向性2 項目4 高齢化社会への対応	R2.3に環境省より「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」が公表され、かつ、令和7年度に同ガイドラインの改定に関する検討会を行っているため、 <u>紙おむつのリサイクルを進める内容があった方が良くはないか。</u>	紙おむつのリサイクルについては、国のガイドラインにおいて、導入検討の流れや事例が紹介されています。 現時点では事例も少なく、具体の検討は難しい面もあるため、 <u>国の発信する情報を収集し、市町村へ情報提供してまいります。</u> （その旨記載を追加します。） 【新旧対照表：P.9】
4	55	6（1）③ 事業者	【誤】電子マニフェスト 【正】電子マニフェスト	ご意見のとおり修正いたしました。 【新旧対照表：P.11】